

# プラスチック製容器包装の分別状況の調査結果について

豊明市役所環境課

1月22日（火）に、東沓掛区の役員・とよあけ生活学校のみなさまのご協力のもと、(株)中西新左山工場にて、東沓掛区における「プラスチック製容器包装」の分別状況についての調査を実施しました。

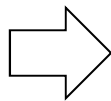
結果は裏面のとおりです。今回の調査において「プラスチック製容器包装」に該当しないものが全体の約32%あり、その中で、ペットボトル・事業系プラスチック・汚れが付着した包装類・可燃ごみの4品目の割合が特に高いことが分かりました。

まず、ペットボトルについては、ラベルとふたは外して「プラスチック製容器包装」に本体は中を軽くすすいで「資源」に出してください。また、汚れが付着した包装類は資源化に適さないため、できるだけきれいに洗って乾かしてから出すようにしてください。

なお、プラスチックでできた製品（ポリバケツ・おもちゃ・CD等）は可燃ごみとなりますので、赤い袋に入れて出してください。（ただし、大きさが60cm未満に限ります。）

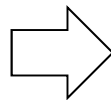
最後に、ライター等のような発火可能性があるものや、カミソリ等のような刃物類などは「禁忌品」と呼ばれ、処理の工程で火災やケガを引き起こす可能性があります。よって、絶対に「プラスチック製容器包装」として出さないようお願いいたします。（ライターは中身を使い切り、刃物類は刃の部分を紙等で包み、不燃ごみとして出してください。ただし、中身が残ったライターは、豊明市清掃事務所の回収ボックスに出してください。）

今後とも市の環境行政へのご協力よろしくお願いいたします。



## ！ ペットボトルは資源回収へ

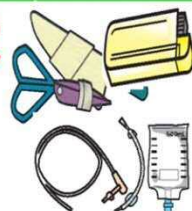
※ペットボトルに付いているラベルとふたは外して「プラスチック製容器包装」に、ペットボトル本体は「資源」に出してください。



## ！ 下記のものは「燃えるごみ」に出してください。

プラスチックでできている製品（おもちゃ・プランター・ポリバケツなど）  
チューブ状の容器（マヨネーズ・ケチャップ・歯磨き粉など）  
ラップ類（食品用トレイにかかっているもの）

！ 絶対に出しては  
いけないもの  
(禁忌品)



○ライターのような発火可能性があるもの  
○ナイフ・カミソリのような刃物類

○注射針・カテーテル・点滴袋のような  
在宅医療廃棄物



に出して  
ください。



に出して  
ください。

# 平成30年度プラスチック製容器包装組成調査結果

調査日:平成31年1月22日(火) 対象区域:東沓掛区

種類		重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)	
プラスチック製容器包装		22.5	64.7	23.6	67.8	
指定袋		1.1	3.2			
プラスチック製容器包装適合外	汚れが付着しているプラスチック製容器包装	1.5	4.3	11.2	32.2	
	ペットボトル区分の容器	2.5	7.2			
	他素材容器包装	ビン・缶	0.8			2.3
		紙製容器包装	0.5			1.4
	プラスチック製容器包装以外のプラスチック		1.2			3.4
	その他	事業系プラスチック	2.2			6.3
		可燃ごみ	1.5			4.3
		不燃ごみ	1.0			2.9
禁忌品		カミソリ1本	0.0			
合計		34.8	100.0	34.8	100.0	

